

田舎館村水道事業経営戦略

青森県田舎館村
水道事業会計

第1 水道事業の現状と課題

(1) 行政人口と水需要の予測

当村の人口は、国立社会保障人口問題研究所による行政人口の推計では、平成27年度末8,065人から平成38年度末には6,924人となる見込みです。

当村の給水人口は平成27年度7,789人であり、給水普及率は96.6%となっております。給水人口も行政人口と同様に年々減少していく見込みとなっていることから、給水区域内未加入者の加入促進を図っていく必要があります。

また、水需要については、村民の節水意識の高まりや節水器具の普及により、今後も継続して減少していくものと見込んでいます。

(2) 水道施設

当村の水道は、昭和45年4月に給水が開始されました。以降は、水需要の拡大に対応するために昭和60年に上水道高架水槽を整備し、昭和63年に津軽広域水道企業団から受水が開始されました。平成27年度末の配水能力は4,185m³/日、配水管延長は約65.1kmとなっています。

現在の配水管については平成3年から平成17年で石綿管老朽管更新を実施し、安全で安定した水道水の供給に努めてきました。

しかし、配水場については、建設してから30年以上経過し、配水場内の電気計装設備等の劣化による更新等、今後維持管理費用の増加が見込まれ、計画的な施設更新等が課題となっています。

(3) 災害・危機管理対策

当村では「田舎館村水道事業危機管理マニュアル」及び災害に対する予防及び復旧も含めた事業継続計画(BCP)を策定し、その体制を確立する必要があります。その他、東日本大震災を教訓に非常用発電機を整備するとともに、緊急時の給水タンクも確保しています。

また、災害発生時の体制充実を図るため、水道関係機関との相互支援体制を構築するなど、災害に強い水道事業を目指して取り組むことが課題となっています。

※事業継続計画(BCP)

災害等の影響によって施設機能が低下した場合であっても、業務を実施・継続するとともに、早期に復旧させることを目的とした計画。

(4) 水道事業の経営

給水人口については継続して減少することが見込まれるため、現在の料金体系では、料金収入の減少が確定的となっています。

収入面においては、給水量の将来的な増加は見込めないことから使用料収益の増収が期待できないため、今後、事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

当村では水資源をもたず、津軽広域水道企業団から浄水を受水し供給しています。

受水する水量も決まっていることから、受水による効率化を図るなどこのような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(5) サービス

使用料に係る窓口対応、検針、徴収などの業務は直営で管理しております。

今後は、コンビニエンスストアでの納付や使用開始・中止のインターネット受付ができる環境の整備を検討します。

また、情報公開については、広報誌やホームページなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めていきます。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

第2 経営の基本方針

(1) 経営方針

水道は、村民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして常に安心・安全な水を安定供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務であります。

こうしたサービスを村民に提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した水道設備の維持管理や更新を行うとともに、徹底した経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、4つの基本方針に基づき事業運営に取り組みます。

①安全でおいしい水を提供する。

津軽広域水道企業団からの受水でまかなわれていることから、水質検査計画に基づき、水質の安全性を確保するとともに、おいしい水を目指します。

②いつでも使える災害に強い水道を目指す。

地震などの大規模災害時でも安定供給できるよう、老朽管の更新と施設の耐震化を進めるとともに、危機管理体制の強化を図ります。

③水道普及率を向上させる。

給水区域内の自家水利用者など、水道未加入者に対する加入促進を図ります。

④経営の安定を図る。

漏水調査の実施と老朽管更新整備を計画的に進め、有収率の向上を図ります。

利用者負担の公平性と自主財源の確保を図るため、適切な滞納整理を実施し収納率の向上を図ります。

(2) 広域圏での連携

健全な水道事業を継続していくため、青森県水道事業広域連携推進中南地区会議において、平成30年度までを目処に広域圏での水道事業経営や将来の水道システムについて、連携を模索します。

(3) 施設整備計画の策定

水道施設への投資を合理的に実施するため、アセットマネジメントの視点で取り組みます。

- 最新の国勢調査をベースに水需要予測を実施し、適正な事業計画により施設整備の優先度と投資の影響を明確化します。さらに、アセットマネジメントの活動で施設資産面での経営改善活動を実施していきます。
- 施設情報のデータベース化を進め、アセットマネジメントの基礎資料を作成していきます。
- 災害に強い水道システムを整備する視点で施設機能のチェックを実施し、配水場の貯留量等を評価して災害に強いかどうかの判断を行い、弱点の補完を行っていきます。
- 施設更新計画、広域連携などの全般的な情報の蓄積ができた段階で、より根本的な事業改善を目指した全体計画の見直しを行います。

※アセットマネジメント

一般的には資産管理として訳されます。水道では施設のライフサイクルを中長期的に管理する活動のことを言い、具体的には、施設の調査によって状態を確認し、その老朽度や施設重要度に応じて財政根拠をもった更新計画を立案することです。

(4) 管路更新耐震化計画

管路更新耐震化計画、管路評価基準を基に、投資の中でも大きな位置を占める管路の維持的更新に取り組みます。

- 管路の耐震化、給水拠点への耐震管整備等の災害に強い管路の構築を実施し、隣接水道事業者との連絡管の整備の検討を行います。
- 管路更新耐震化計画の推進を通じて基礎データを収集し、管内停滞水や濁水を削減するため管口径の見直しのほか、管内洗浄について方針を定めます。

(5) 計画的な経営改革

投資・財政計画を受け、財政支出に見合った料金水準の適正化、料金体系の見直しを検討します。

(6) 災害対応力の向上

事業継続計画（BCP）を策定して戦略的に災害に強い水道を作り上げていきます。

- 災害対応力を高める管路の耐震化や施設耐震化等の強靱化の取り組みを整理し、事業継続計画（BCP）として策定していきます。さらに、訓練・資機材の準備・他団体との災害協定等の各種災害対応策も総括していきます。
- 村長部局との連携を確保するために、災害時連携の手順を確認します。また、近隣事業者、外部組織との連携、対応内容の規定、情報伝達手段等を定めておきます。
- 非常時に適切な復旧を指揮することや、配管や電気設備の応急修繕を直接作業すること、災害査定申請に必要な被災地点の記録作成等が確実にできるよう人材の育成確保・訓練を行っていきます。また、事業継続計画（BCP）を策定し、災害時に必要な資機材（給水タンク等）を見極め、その確保を進めていきます。
- 水道施設の復旧に向けて、業者との連携を高めスムーズに修理対応を出来るようにしていきます。また、管路の復旧には業者との協定等により、復旧作業員と重機の優先的確保を図り、非常時に迅速な応援を受けられるよう事前に準備していきます。

(7) 安全な水のための日常の取り組み

日常業務のレベルアップにより、さらに安全な水を確実に供給できるように体制を整備していきます。

○水道施設の運営上の判断は職員の経験に依存しているため、これを継承発展させていきます。

○配水場の運用のノウハウを継承可能な形にするため、マニュアル化を進めていきます。

○給水工事施行基準の文書整理、給水工事主任技術者向けの講習制度や勉強会の実施、水道整備の弱点となりがちな給水設備の施行・管理レベルの向上を図っていきます。

(8) 情報発信と市民との交流

積極的な情報発信を起点に、村民との交流を通じて、村民と水道事業の目指すべき方向性を合わせていきます。

○村民との災害時情報を伝えるための活動、さらに、被災情報などを村民から収集できるように、災害時におけるコミュニケーションについての体制整備を行っていきます。

○村民との交流を進め、意見の収集にとどまらず、水道事業の経営や技術に興味を持ち、村民へ水道事業の取り組みを積極的に発信し、最終的に村民と水道のありたい姿、あるべき姿を共有できるような関係を構築できるような関係を目指していきます。

第3 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

毎年度、進捗管理を行い、最低でも5年毎に見直しを行う、PDCAサイクルにより、経営戦略の事後検証を行い、現状と合わない部分について更新します。

※PDCA サイクル

事業における管理業務をPlan(計画)→Do(実施・実行)→Check(点検・評価)→Act(処置・改善)の4段階を繰り返すことによって、円滑に進める手法。

第4 投資・財政計画 (別紙)

第5 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員に関する事項

本村は平成11年4月に水道事業・下水道事業の組織統合を行い、その後、平成17年4月には上下水道事業が建設課に統合し、効率的な業務の遂行に向けて組織構成・事務分掌の見直しを行ってきました。また、組織構成の見直しと合わせ、継続的に職員定員の適正化にも努めてきました。

今後も現行組織体制・定員の下で業務にあたり、業務の効率化・民間委託等の活用等を通じてさらに効率的な組織運営の実現を目指します。

水道事業を健全に経営していくためには、公営企業会計による適切な会計処理と、水道施設の適切な維持管理が必要で、専門的な知識と経験が必要不可欠であります。

こうした知識や技術の継承を絶やすことなく続けるため、各種の研修会へ積極的に参加させるなど、職員の知識と技術力の向上に努めます。

(2) 料金その他の収入に関する事項

水道料金については、平成9年4月から料金の見直し(料金改定)をしておらず、有収水量の減少の見通しにより今後の収益減少が避けられない状況にあります。

料金見直し(料金改定)の時期については、計画期間内において検討し、必要に応じて料金改定を実施していきます。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

行政人口の減少に伴い、職員の絶対数の減少は今後避けられない状況にあるため、スリムな事業組織としていくことが必要になります。そうした中において経営基盤強化のためには、職員一人ひとりの企業意識の徹底が必要であるため、研修への積極的参加などを通じて職員の資質向上に努めていきます。

また、公共の福祉の観点からは、水道事業の基幹的業務は引き続き水道事業者が責任を持って効率的に実施していくことが求められます。また一方で、顧客に対するサービス水準の向上を図る観点からは、施設等の管理委託などについては、民間の経営手法を水道事業に見合った形態で適切に取り入れていく必要があります。

現在、業務委託を実施しているものを含め、さらに業務委託について検討を進めていきます。

(4) 資金不足比率見直しに関する事項

現時点においては地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めます。

(5) 資金管理・調達に関する事項

減価償却費によって生じる内部留保資金の見通しを適切に見積もること、また、その留保資金の中で今後事業を行っていくことを基本的な方針とします。

事業の運転資金に影響する現金収支に関しては、決算書上の損益ではわかりづらいためキャッシュ・フロー計算書により資金増減の要因について検証を行い、適切な資金管理に努めます。

(6) 情報公開に関する事項

水道事業の経営内容などについては、利用者に対し村のホームページや広報誌などにより、伝えたい重要な情報についてわかりやすく伝えていくよう努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動の充実を図り、村民ニーズに十分に答えることが出来るよう情報公開に努めます。

【参考】

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道は、基礎的な社会資本であり、住民の生活や経済活動に欠かすことができない重要なサービスを提供しています。

(2) 公営企業として実施する必要性

給水サービスについては、受益者数の大小に関わらず行わなければならないものです。

費用対効果を個々の配水区単位で考慮した場合には、採算が取れない地域がありますが、村民生活や経済活動に必要な基礎的な社会資本であるため公共性が高く、採算性を重視しつつも公営企業としてサービスを提供していく必要があります。